

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No 40	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>
要望項目名	国際戦略港湾等において指定会社等（民営化会社）が国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭に係る特例措置の延長
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律第三条第三項に規定する指定会社（以下「指定会社」という。）等が、国の補助金又は無利子貸付金により平成26年3月31日までに新たに取得する一定規模以上のコンテナ埠頭</p> <p>・特例措置の内容 取得後10年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2とする。</p> <p>地方税法附則 第15条第35項 地方税法施行令附則 第11条第10項、第41項 地方税法施行規則附則 第6条第20項、第21項、第57項</p>
減収見込額	（初年度） － （▲14） （平年度） － （▲71） （単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 東アジア地域での急激な経済発展に伴い、国際港湾間競争が激化する中、諸外国では、民の活力の視点による一体的な港湾運営をいち早く導入し、船社誘致、集荷機能の強化や港湾運営の効率化を強力に推進。</p> <p>一方で、日本の港湾では公物管理的な港湾管理を行っており、港湾の運営への対応については進んでおらず、運営面でも、様々な関係者によるバラバラな埠頭運営となっており、港湾全体の運営上最適とは言いがたい状態。この結果、日本の港湾は、東アジア諸国の港湾に比べ集荷力でも運営効率化でも後れを取り、近年その国際的地位が大きく低下。</p> <p>特に我が国を取り巻く今日の状況は、経済成長の伸びの鈍化、膨大な長期債務、人口減少、少子高齢化と非常に厳しく、民間資金や活力・知恵の徹底的な活用により、財政負担を軽減するとともに、戦略的な港湾運営の実現による港湾の国際競争力強化を通じ、アジアの経済発展を我が国に取込むことが急務である。</p> <p>そこで、港湾において、港湾管理の公共性を確保しつつ、民の視点による港湾運営を担う「港湾運営会社」を新たに設立・指定し、国際戦略港湾等において港湾運営会社として指定されることが見込まれる指定会社等による港湾の一体運営を推進し、公共性の高い施設として引き続きコスト削減を行うとともに、必要な新規設備投資を着実にを行い、基幹航路の維持・拡大等につなげることは、国際コンテナ戦略港湾施策においても極めて重要。</p> <p>（2）施策の必要性 港湾運営会社として指定されることが見込まれる指定会社等は、一定程度の運営リスクを負いつつ港湾の一体運営推進と収益力強化を進め、財政状況が厳しく、設備の更新等に当たっての資金的余裕が十分でない港湾管理者に代わり、調達・整備コストを抑えつつ高効率の荷さばき施設等の整備・所有を行い、荷さばきスピードの向上、集荷、運営コスト削減等に取り組んでいくが、このような指定会社等による設備投資促進を通じ、港湾運営会社の早期設置・指定を進め、港湾運営の民営化を促進するために本税制が不可欠。</p>

	<p>さらに、指定会社等及び民営化（株式会社化）が見込まれる外貿埠頭公社の整備するコンテナターミナルは、国際戦略港湾等のコンテナ貨物取扱量の7割強を占め、その取り扱う貨物は全国にわたっており、わが国の産業活動や国民生活を支える極めて公共性及び公益性の高い施設である。近年、近隣アジア諸港との間の国際競争が激しさを増す中で、港湾コストの上昇を極力避ける必要があり、管理運営の効率化によるコストの削減や、サービスの向上が強く求められているところである。また、指定会社等は民間企業であっても公益的役割を果たすものであり、上記目的を達成するために指定会社等による大規模な設備投資を促進する必要がある。</p> <p>本税制は、指定会社等による大規模な設備投資を促進し、物流コストを抑制することにより、わが国産業経済の国際競争力を確保していく上で必要不可欠である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>○「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾運営の実現等を図る。」とされ、また同戦略中の「成長戦略実行計画（工程表）」で、「・「選択と集中」による国際コンテナ・バルク戦略港湾の選定」「・港湾法改正法案の提出」との記載あり。</p> <p>○「国土交通省成長戦略」（平成22年5月策定）において、「埠頭公社の株式会社化をはじめとして、港湾運営の民営化について平成23年通常国会における法改正を含め検討」「平成23年度より、順次外貿埠頭公社を株式会社化（平成25年度までに完了予定）」とされているところ。</p> <p>○「日本国内投資促進プログラム」（平成22年11月29日国内投資促進円卓会議（議長：経産大臣）策定）において、「ソフト面として…港湾関係税制の活用や港湾のハブ機能強化（…民間の知恵と資金を活用した港湾経営の効率化…）等による…港湾の競争力強化…を推進し、物流ネットワークの競争力強化を図る。」との記載あり。</p> <p>○「新成長戦略実現2011」（平成23年1月25日閣議決定）において、「国際コンテナ戦略港湾を港湾法上の新たな港格として規定するとともに、民の視点を取り込んだ港湾の一体運営を実現するための港湾運営会社制度の創設等を内容とする港湾法等の改正法案を国会に提出」との記載あり。</p>
	政策の達成目標	<p>国内貨物の集約による基幹航路を核とした国際戦略港湾等の競争力強化により、アジア向けも含む日本全体の日本発着貨物の釜山等東アジア主要港でのトランシップ率を現行の半分に縮減すること及び国際戦略港湾等における北米航路についてアジア主要港並みのサービスを実現するとともに国際海上コンテナ貨物等輸送コストの低減を図る。</p> <p>【政策評価の業績指標】国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率 ・目標値：平成19年度比6%減（平成25年度）</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	<p>国内貨物の集約による基幹航路を核とした国際戦略港湾等の競争力強化により、アジア向けも含む日本全体の日本発着貨物の釜山等東アジア主要港でのトランシップ率を現行の半分に縮減すること及び国際戦略港湾等における北米航路についてアジア主要港並みのサービスを実現するとともに国際海上コンテナ貨物等輸送コストの低減を図る。</p> <p>【政策評価の業績指標】国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率 ・目標値：平成19年度比6%減（平成25年度）</p>
政策目標の達成状況	平成19年度比2.3%減（平成22年度速報値）	
有効性	要望の措置の適用見込み	5社
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	港湾運営会社として指定されることが見込まれる指定会社等は、一定程度の運営リスクを負担しつつ港湾の一体運営推進と収益力強化を進め、財政状況が厳しく設備の更新にあたっての資金的余裕が十分でない港湾管理者に代わり、調達・整備コストを抑えつつ、高効率の荷さばき施設等の整備・所有を行い、荷さばきスピードの向上、集荷、運営コスト削減等に取り組んでいく。このような港湾運営会社の早期設置・指定を進め、港湾運営の民営化を促進するため、本税制はきわめて有効。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国際戦略港湾における外貿埠頭公社の民営化に係る登録免許税の軽減措置の特例 外貿埠頭公社（横浜港埠頭公社、大阪港埠頭公社及び神戸港埠頭公社）の民営化の際に外貿埠頭公社（民営化会社）が外貿埠頭公社から取得した不動産の所有権移転に係る登録免許税の軽減措置（20/1000→15/1000）の特例（平成24年度まで）

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無利子貸付：(国費) 2,916,440 千円 ○ その他施設費整備補助（港湾施設機能高度化補助）：(国費) 1,066,666 千円
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無利子貸付：施設整備にあたっての資金繰りを支援 ○ その他施設整備補助（港湾施設機能高度化補助）：施設取得コスト低減を通じ、施設投資を促進 ○ 固定資産税等税制措置：施設の維持コスト低減を通じ、施設投資を促進という役割分担を行っている。
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>○ 本税制は、財政状況が厳しく設備更新にあたっての資金的余裕が十分でない港湾管理者に代わり、港湾の一体運営を行う港湾運営会社になることが見込まれる指定会社に対して、施設の維持管理コストの低減を行うことにより、荷役機械等の新規整備投資へのインセンティブとなるものであり、荷さばきスピードの向上等を通じ、我が国港湾の国際競争力を果たすため必要不可欠なものである。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成22年度 40百万円 平成23年度 46百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○ 港湾運営会社として指定されることが見込まれる指定会社は、一定程度の運営リスクを負担しつつ港湾の一体運営推進と収益力強化を進め、財政状況が厳しく設備の更新にあたっての資金的余裕が十分でない港湾管理者に代わり、調達・整備コストを抑えつつ、高効率の荷さばき施設等の整備・所有を行い、荷さばきスピードの向上、集荷、運営コスト削減等に取り組んでいく。このような指定会社等の早期設置・指定を進め、港湾運営の民営化を促進するとともに必要な新規施設整備を着実に進めるため、本税制はきわめて有効。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港において、ハード・ソフト一体となった施策の推進による外貿コンテナ埠頭の効率的運営体制を確立し、港湾コストの3割削減及びリードタイムの1日程度への短縮を図るとともに国際海上コンテナ貨物等輸送コストの低減を図る。 【政策評価の業績指標】国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率 ・目標値：平成19年度比5%減（平成24年度）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成19年度比2.3%減（平成22年度速報値） まだ目標年度には達していないため、残念ながら目標値には達していない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成22年度に創設</p>